

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年3月29日京都市条例第131号）（総合企画局総合政策室）

市長の附属機関として所期の設置目的を達成した京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会を廃止するとともに、新たに京都市基本計画審議会を設置し、その担任する事務、委員の定数及び任期を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表第1 3京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会の項を削り、同表3京都市基本計画審議会の項の次に京都市基本計画審議会を追加し、その担任する事務、委員の定数及び任期を次のとおり定めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市基本計画 審議会	京都市基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	2 年

この条例は、平成31年4月1日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第131号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 3京都市西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会の項を削り、同表3京都市東部エリア活性化将来構想検討委員会の項を次のように改める。

京都市東部エリア活性化将来構想検討委員会	京都市東部エリアの活性化に係る構想の策定に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	委嘱の日からその日の属する年度の末日まで
京都市基本計画審議会	京都市基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	2年

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(総合企画局総合政策室)